

フットパスの導入による地域環境資源の利用促進と地域社会に与える効果

廣川祐司

はじめに

近年、環境問題への関心の高まりに呼応して、田畑の耕作放棄地や管理されておらず放置されている人工林の放置林（施業放棄森林）などの地域環境資源の過少利用が大きな問題となってきた。

5年に1度全国的に調査されている「2010年世界農林業センサス報告書」（農林水産省HPより）によれば、全国には耕作放棄地が395,981ha（2010年）¹も存在している。これは若者の都市への流出、農山村地域の高齢化に伴い、全国的に生じている現象である。これは田畑などの農業だけでなく、林業でも同じであり下草刈り・枝打ち・間伐などの山の管理をしなくなった地域も多く存在している。つまりは、日本の里山の環境は、現在危機的状況にあるといえる。

利用されなくなった棚田が崩壊し、山を管理しないことによる山の保水性の低下、それによる土砂崩れの多発や河川の氾濫の増加などの災害が頻発する事態に陥っている。日本の自然環境の多くは、地域環境資源を日常的に利用しながら管理し続けることによって、維持されてきた。多くの地域でその主体的役割を果たしてきたのは、行政でも、大企業でもなく、住民を中心とした地域コミュニティであったのである。

本報告では、このような地域環境資源の

管理不足や過少利用の問題に対し、有効な処方箋を提示する事が目的である。

1. 日本の伝統的なコミュニティの特徴

1960年代から70年代にかけて活躍した農村社会学者は、農林業センサスの実施のために農業集落の地理的空間の範囲（領域性）を定める必要があり、その実態調査を実施した。その際、農村社会学者の川本彰（1972）は、ムラの人たちが「領土」と呼んでいたたり、「オレ達のムラの土地」と呼んでいたたりすることを調査によって発見し、それを「ムラの領域性」と呼んでいる。つまり、たとえ自分の土地であっても、その基底には「ムラの土地（財産）」であるという意識を住民は強く持っていたのである。

したがって、「農地の私的売買でも部落領内の土地は他部落に渡さないように心掛ける。そのため多くの場合、分家の土地売却は本家にまず相談され、本家の手に余れば部落総代が相談にのる」（川本 1972,p108）という手続きがとられるのである。これはたとえ「家産」として私的所有地となっていようとも、それは「ムラ産」というムラ全体の財産の一角をなしているとの思いが共通認識として存在するために生じる現象である。

このような意識は現在でも残されている地域も多く、日本の農山村部の伝統的コミュニティにおいては、地域へ部外者の侵入を嫌うという「高い閉鎖性」があるという

¹ 50mの競泳用公式プールは約8a位であるので、50mプール500万個分の耕作放棄地が日本には存在することになる。

特徴を有している。しかし、現在、先に述べたように農山村部のコミュニティは弱体化してきており、内部の人間のみでは、これまで通りの地域環境資源の管理・利用は継続できない状況にあるため、耕作放棄地・放置林が増加しているのが現状である。

2. 地域環境資源の利用促進策としてのフットパスの導入

前述したような山や茅場、水路、小川は「集落(ムラ)の財産」という意識が強く、それは単なる所有意識にとどまらず、法的にも農民が薪を得たり、家の修理のための建材を得たりするために山に入り会う権利として、「入会権」が民法において認められている。この入会権は、その山がたとえ国有地であろうと地主のものでであろうと、慣習的な権利として、「歴史的正当性(レジティマシー)」(宮内, 2006)によって、山に入り会う事ができるとされている。つまり、これは地域住民であれば慣習的にそのムラの財産とされている山野海川の「利用権」を有しているといえるのである。

しかし、法学者の鈴木龍也(2006)によれば、その慣習的に形成されてきた地域住民(農民)の「利用権(入会権)」が、近年、旧住民の既得権益と化し、「環境保全のための市民的な取り組みの障害になっている」という事をよく耳にするようになった(鈴木2006,p.246)という指摘もある。具体的には、過疎高齢化によって管理・利用されず荒廃していく地域環境資源に対し、外部の環境 NPO や行政が変わって対策を講じようとしても、自分たちの財産である資源を勝手に荒らされたくないという、日本の伝統的なコミュニティの特徴でもある極めて

高い閉鎖性が発揮されることが多く、外部者とのかかわりを拒否する傾向がある。

このような地域環境の保全に寄与するような市民的活動を排除する伝統的な地域コミュニティに対しては、社会的な圧力が高まってきており、外部者と協力しながら良好な地域環境資源の管理・利用を促すような仕組みの構築が社会的に求められている。

英国(イングランド・スコットランド)においても歴史的に農民が生活のために共同で地域環境資源を利用してきた制度があり、それを「コモンズ(common)」という。英国でも18世紀後半に生じた産業革命によって、コモンズでの「放牧や伐採の必要性なくなり権利の根拠を失っていく農民、そしてそこにレクリエーションの場を求める公衆は、『収益権』を『公益権』に変えていく線で手を結んだ」(平松1999,p.65,傍点は平松)のである。その結果、発生したのが公衆に開かれた緑地であるオープン・スペースであり、公衆によるアクセスを認めることで「パブリック・フットパス」が制度的に確立したのである。

つまり、英国においては、歴史的に農民の権利として認められてきたコモンズの利用権(日本でいう入会権)が、社会の近代化によってコミュニティで共同利用されなくなったことから、その権利を失墜する危機に陥ったのである。そのため、公衆への利用を認めることで、自分たちの社会的役割への評価を得るとともに、権利行使の正当性を得ようとしたのである。

日本においても、環境保全に寄与する市民的な活動への障壁として、社会的な批判を受けつつある日本の伝統的なコミュニティの歴史的正当性を社会的に承認しつつ、そ

の権限の保持し続けるために、英国の取り組みは大きな示唆を得ることができる。日本においても、住民の生活に悪影響を及ぼさない程度に「ムラの財産」である集落管理（利用）地へのアクセスを公衆に開くことで、放棄され荒廃されつつあった地域環境資源の利用促進につなげるとともに、そのような良好な環境を維持してきた日本の伝統的コミュニティへの再評価がなされるのである。

3. 日本型フットパスの取り組みとその目的

日本フットパス協会による公式的な定義によると、フットパスとは「イギリスを発祥とする“森や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】”ができる小径(こみち)【Path】」(日本フットパス協会HPより引用)のことである。美里町においてフットパスの取り組みが開始されたのは、全国的にみると遅く、2010年度に入ってからであった。もともと美里町は2004年11月に中央町と砥用町とが合併してできた町である。合併後の8年間で人口が1,000人以上も減少し、2014年時点では人口は約11,000人、高齢化率38%という小さな中山間地域である。

美里フットパスの取り組みを始めて、2015年で5年目を迎えている。現在、美里フットパスは町内に全15コース(写真1)存在し、地域住民の理解のもと、ともにフットパスをつくるということを重視してきた。それはなぜかというと、最も大きな理由は、日本には英国のように公衆に対しての「歩く権利(right of way・right to roam)」



(写真1) 美里フットパスの全15コース
(美里フットパス協会提供)

というものが存在しないためである。つまり、先に述べたように集落(里)の中を歩くというのは、地域住民のテリトリー(領域)に侵入するということを意味する。地域の流儀を理解し、里への敬意を示したうえで、地域社会へ「お邪魔します」の気持ちで、フットパスを歩かなければならない。そして、地域側の理解がなければ、そもそもフットパスを利用しようと地域にやってくる外部者は、地域住民にとって排除の対象でしかない。したがって、地域のありのままを歩くというのは、住民にとって日々の生活にフットパスというものを位置付けることである。外部者が歩いても良い道、日常生活の弊害を生まないような道、そして何よりも歩いて楽しい道を地域住民たちに尋ねながら、何度も何度も地域内を歩き回って説明しつつ、フットパスを作っていく必要がある(写真2)。

また、日本型フットパスの特徴としては、英国ではあまり重視されていない、住民主体の地域づくりのツールとなっているということがあげられる。そのため、フットパスづくりに取り組む地域では、地域住民と

の交流人口を増加させるということを第一義的目的としていることが多い（写真3）。



（写真2） 地域住民とともにフットパスコースをつくる



（写真3） フットパスを歩く中での交流

4. フットパスづくりによって生じた変化

日本におけるフットパスは、地域住民主役の地域づくり策として、広く展開されてきている。全国組織では日本フットパス協会が存在しており、九州内では、フットパスネットワーク九州（FNQ）という団体が2015年に設立され、FNQの調べでは現在、九州内において、約60地域がフットパスづくりに取り組んでいる。

全国的に広がるフットパスであるが、この日本型のフットパスづくりの運動には、

地域の「ありのまま」を楽しむという原則が厳格に適用されている。つまり、フットパスは基本的に公衆が自由に歩き回ることによって楽しむことを想定して作られている。多くの地域づくりや地域活性化の取り組みでは、イベント型の集客を志向するのが多いのに対し、フットパスはイベントも実施するが、これはあくまでフットパスコースのPRのためのものであり、日常的にフリーで歩き回り楽しんでもらうことを意図して設計されている。これはイベント型であれば地域住民に対して過度な負担となり、また一度に大量の集客は日常生活空間に設定されているフットパスにおいては、住民にとって迷惑に他ならないのである。九州におけるフットパスの先進地域である熊本県の美里町では、フットパスのPRイベントに参加した後、友人や家族を連れてフリーで個人客として歩きにくるリピーターが急増している。

外部者としては、その地域特有の日常生活（ありのまま）を垣間見ることのできる体験は極めて貴重な「非日常的」経験であり、一方で受け入れ地域（ホスト側）にしてみれば、イベントでもないのに外部から人が自分たちの里にやってくるのが、「非日常的」な経験なのである。

フットパスコースは、農作業するために整備した農道や林道に設定されていることも多い（写真4）。したがって、そこでは作業している住民がいることが多い。必然的に日常的に生まれる交流によって、外部者からの評価を住民は得ることができるのである（写真5）。地元の人々は、当たり前の風景であるその文化的景観に対して、それを外部者に改めて評価してもらうことで、



(写真 4) 地域の農道・林道にあるフットパス



(写真 5) 交流による外部評価を得る仕組み

再度、地域にある良好な環境資源に対して、誇りと自信を持つのである。このような効果は、日本におけるフットパス研究の先駆者である小川巖によると、「訪問者の増加に伴う地元の『見られる』感の増大がもたらす意識変革である」（小川 2005,p.41）という。

その結果、生じたのが耕作放棄地の減少、棚田の石垣の修復・保全、山における間伐や草刈り（写真 6）の促進などである。地域の中で、「わざわざ遠くからこの景色を見に来てくれる。あそこの棚田の石垣が崩れかかっているから直そう」。「高齢だから来年、あそこは田植えをしないらしい。その田んぼだけ穴あけでは見栄えが悪いから、集落でだれか植えてくれる人を探そう」などということが、起こったのである。それに、林道を歩くフットパスコースもあるため、薄暗くならないように、危なくないようにしっかりと管理が促されるようになったのである。

美里町ではこのフットパスの取り組みによって、大きな変化が生じている。一つは、公衆へのアクセスを認めることによって生じる過少利用となっていた地域環境資源の利用促進効果が生じたこと。そして、外部者からもたらされる正の評価によって、自分たちの生活空間がとても魅力的な資源であることを認識するという地域環境資源に対する再評価がされ始めたこと。また、外部者との交流によることによって、生じる楽しみという生活の質の向上があげられる。一例をあげると、フットパスの PR イベント時や小団体で来た時に依頼される、手作りのおもてなし料理（縁側カフェ・軽トラカフェ）を地区の高齢の女性陣たちが作る

ことが多いが、そのような活動に対し、フットパスが「ババ（おばあさん）の出る幕を作ってくれた」という声があがっている。地域住民はフットパスを歩きに来る外部者との交流によって、フットパスづくりにおいて地域が変化していることを実感しているのである。



(写真6) 草刈りなどの管理の促進効果

5. おわりに

日本におけるフットパスの展開は、フットパス発祥の地である英国の経緯と大きく異なるが、慣習的に形成されてきた地域住民（農民）のコモンズの「利用権」を最大限尊重する形で再評価しつつ、社会的な要請に応えることで自分たちの歴史的正当性（レジティマシー）を得ようとしたことは、現代の日本に大いに参考になるであろう。

日本のフットパスは、歩く権利に基づくものではなく、地域住民の理解を得つつ「歩かせていただく」という意識で楽しむものである。その背景には、歴史的に培われてきた「ムラの領域性」とコモンズをコミュニティの財産であるという認識によるものである。日本の伝統的コミュニティの「強い閉鎖性」という性質を一方向的に否定するだけでなく、その地域の慣習やしきたり、ルールを最大限尊重することで、地域側に

受け入れやすい素地を提供する必要があるだろう。

実際に、フットパスづくりによって、地域は大きな変化を遂げている。フットパスによって、地域へのオープンアクセスを認め、住民の参画意識と交流を促進することで、地域環境は確実に改善される。また外部者から評価されることで、生まれる自信と郷土愛が、さらなる地域づくりに寄与することになる。英国のフットパスの仕組みを参考にしつつ、耕作放棄地や放置林などの地域環境資源の過少利用の問題を解消するために、住民主役の地域づくり策として、日本型フットパスは多くの地域で取り組み始められているのである。

<参考文献>

- 小川巖（2005）「北海道のフットパス最新事情」『モーリー』12号, pp.39-42 .
- 川本彰（1972）『日本農村の論理』龍溪書舎.
- 鈴木龍也（2006）「コモンズとしての入会」鈴木龍也・富野暉一郎編『コモンズ論再考』晃洋書房,221-252頁.
- 平松紘（1999）『イギリス緑の庶民物語—もうひとつの自然環境保全史』明石書店.
- 宮内泰介編（2006）『コモンズをささえるしくみ—レジティマシーの環境社会学』新曜社.
- 「2010年世界農林業センサス報告書」
（農林水産省：<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/index.html>, 2015年11月1日閲覧）
- 日本フットパス協会 HP
（<http://www.japan-footpath.jp/>）
2015年11月1日閲覧.